



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 カーメイト
(URL <http://www.carmate.co.jp/>)
代表者名 代表取締役会長兼社長 村田 隆 昭
(コード：7297)
問 合 せ 先 執行役員 総務部長 奥村 英 治
電 話 03-5926-1211 (代表)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、当社のその他の関係会社であり、筆頭株主である有限会社エム・テイ興産（以下「エム・テイ興産」といいます。）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受け、当社が当該株式を取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や株主資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断し、当該株式の取得を目的とする本公開買付けを実施いたします。

当社は、株主の皆様への利益配分の方針として、業績に対応した配当を行うことを基本としつつ、配当性向並びに企業体質の一層の強化と今後の事業展開等に備えるための内部留保の充実などを勘案して決定する方針を採っております。このような基本方針に基づき、平成 30 年 3 月期の配当につきましては、1 株当たり 20 円（うち中間配当金 8 円）と決定いたしております。また、当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものです。

このような状況の下、平成 30 年 2 月中旬、当社のその他の関係会社であり、筆頭株主であるエム・テイ興産（本日現在、当社普通株式 2,936,460 株を保有しており、当社発行済株式総数 7,928,885 株に対する比率は 37.03%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する比率（以下「保有割合」といいます。）の計算において同じとします。))より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、エム・テイ興産は、当社の代表取締役会長兼社長である村田隆昭が代表取締役を兼務し、村田隆昭とその近親者（同氏の配偶者及び長女と長女の実子並びに次女と次女の実子）が議決権の 100%を所有する資産管理会社です。

これを受けて、当社は、一時的にまとまった数量の当社普通株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性を考慮した上での市場価格に与える影響及び当社の財務状況等を総合的に勘案し、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を、平成 30 年 2 月中旬から開始

し、平成 30 年 3 月中旬に、当社が当該株式を買い受けることは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や株主資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。その後、具体的な自己株式の取得方法及び本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の決定方法、買付予定数等について検討し、平成 30 年 4 月 6 日に、（i）取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性等の観点から、公開買付けの手法が適切である。（ii）本公開買付価格の決定については、（a）当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであるが、市場価格は日々変動しうるものであり、一定期間の市場価格の平均を本公開買付価格の決定の基礎とすべきであるとの考えから、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ（スタンダード）における一定期間の当社普通株式の終値の単純平均値を本公開買付価格の決定の基礎とし、（b）本公開買付けに応募せず、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重するという観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断するとともに、ディスカウント率については、他社が過去に実施した自己株式の公開買付けの事例を参考とすること、（iii）買付予定数については、エム・テイ興産以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、エム・テイ興産が保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある株式（以下「応募意向株式」といいます。）の数の 110%程度を上限とすることが望ましいと判断いたしました。

上記の検討及び判断を踏まえ、平成 30 年 4 月 6 日に、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの一定期間の東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の終値の単純平均値から 10%程度のディスカウントとなる価格で本公開買付けを実施した場合の応募について、エム・テイ興産に打診したところ、平成 30 年 4 月 19 日に、エム・テイ興産より、同条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、応募意向株式を本公開買付けに応募するとともに、本公開買付けに応募しない当社普通株式及び応募したものの当社が取得することができなかった当社普通株式（注）（以下、総称して「継続保有株式」といいます。）については、今後も継続して保有する方針である旨の回答を得られました。

（注）本公開買付けにおいて応募株券等（公開買付けに応募された株券等をいいます。以下同じとします。）の数の合計が買付予定数を超える場合は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うこととなり、応募株券等のうちの一部を取得することとなります。

その後、平成 30 年 4 月 25 日に、エム・テイ興産より、具体的な応募意向株式については 500,000 株（保有割合：6.31%）とするとともに、継続保有株式（応募意向株式が全部取得された場合は、2,436,460 株（保有割合：30.73%））については、今後も継続して保有する方針である旨の連絡を受けました。

これを受けて、平成 30 年 5 月 10 日に、同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の終値の単純平均値 1,183 円（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して 9.97%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）のディスカウントとなる 1,065 円（円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。）を本公開買付価格として、当社からエム・テイ興産に提示したところ、同日に、エム・テイ興産より、同条件にて本公開買付けの実施を当社が決議した場合には、応募意向株式である 500,000 株（保有割合：6.31%）を本公開買付けに応募する方針である旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成30年5月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な方法として本公開買付けを行うこと、並びに取締役会決議日の前営業日（平成30年5月10日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の終値の単純平均値である1,183円に対して、9.97%のディスカウントとなる1,065円を本公開買付け価格とすることを決議いたしました。なお、本公開買付けの買付予定数については、エム・テイ興産以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、応募意向株式である500,000株の110%の株式数に相当する550,000株（保有割合：6.94%）を買付予定数の上限としております。

なお、当社の代表取締役会長兼社長である村田隆昭は、エム・テイ興産の代表取締役を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有していることから、本公開買付けに関する事前の協議、交渉には、エム・テイ興産の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、かつ、本公開買付けに関する当社の取締役会における審議及び決議にも参加しておりません。また、当社の取締役である徳田勝は当社の代表取締役会長兼社長である村田隆昭の女婿であり、当社の社外監査役である加藤武仁はエム・テイ興産の顧問税理士であるため、本公開買付けに関して特別利害関係を有していることから、徳田勝及び加藤武仁は、本公開買付けに関する当社の取締役会における審議及び決議には参加しておりません。また、当社は、平成30年4月26日及び27日に、本公開買付けの公正性を担保するため、エム・テイ興産との間に利害関係を有せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがない、当社の独立役員であり、社外監査役である稲葉豊（公認会計士 あいゆう税理士法人 代表社員）及び社外取締役である谷口彬雄（信州大学名誉教授・特任教授）の2名に対し、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものでないかについての意見を依頼し、本公開買付けの当社の意思決定について、以下の点を総合的に考慮して、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を、稲葉豊及び谷口彬雄から、平成30年5月11日に入手しております。

- (i) 本公開買付けは、当社の事業上又は財務上の観点から不合理なものとは認められないこと。
- (ii) 自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、少数株主にも一定の検討期間を与えた上で市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されている公開買付けの手法によって行われること。
- (iii) 本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく市場価格より一定のディスカウントを行った価格を買取価格としており、エム・テイ興産に特に有利な条件での取引には該当しないこと。
- (iv) 当社の代表取締役会長兼社長である村田隆昭は、エム・テイ興産の代表取締役を兼務しており、本公開買付けに関する利益相反を回避して取引の公正を期する観点から、当社とエム・テイ興産との事前の協議及び交渉には当社の立場から参加しておらず、かつ、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議にも参加していないこと。また、当社の取締役である徳田勝は、当社の代表取締役会長兼社長である村田隆昭の女婿であり、当社の社外監査役である加藤武仁は、エム・テイ興産の顧問税理士であるため、本公開買付けに関する利益相反を回避して取引の公正を期する観点から、徳田勝及び加藤武仁は、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておらず、決定の独立性は確保されていること。

なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金より充当する予定ですが、当社が平成30年5月11日に公表した平成30年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成30年3月末現在における連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は9,455百万円であり、本公開買付けの買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えることなく、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしております。

また、本公開買付けにより取得する自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	550,100株(上限)	585,856,500円(上限)

(注1) 発行済株式総数 7,928,885株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 6.94%(小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間 平成30年5月14日(月曜日)から平成30年7月31日(火曜日)まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成30年5月11日(金曜日)
② 公開買付開始公告日	平成30年5月14日(月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成30年5月14日(月曜日)
④ 買付け等の期間	平成30年5月14日(月曜日)から 平成30年6月11日(月曜日)まで(21営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,065円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付価格の決定については、(a)当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであるが、市場価格は日々変動しうるものであり、一定期間の市場価格の平均を本公開買付価格の決定の基礎とすべきであるとの考えから、一定期間の東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)における当社普通株式の終値の単純平均値を本公開買付価格の決定の基礎とし、(b)本公開買付けに応募せず、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重するという観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断するとともに、ディスカウント率については、他社が過去に実施した自己株式の公開買付けの事例を参考とすることと平成30年4月6日に判断いたしました。

上記の検討及び判断を踏まえ、平成30年4月6日に、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの一定期間の東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）における当社普通株式の終値の単純平均値から10%程度のディスカウントとなる価格で本公開買付けを実施した場合の応募について、エム・テイ興産に対して打診したところ、平成30年4月19日に、エム・テイ興産より、同条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、応募意向株式を本公開買付けに応募するとともに、継続保有株式については、今後も継続して保有する方針である旨の回答を得られました。

その後、平成30年4月25日に、エム・テイ興産より、具体的な応募意向株式については500,000株（保有割合：6.31%）とするとともに、継続保有株式（応募意向株式が全部取得された場合は、2,436,460株（保有割合：30.73%））については、今後も継続して保有する方針である旨の連絡を受けました。

これを受けて、平成30年5月10日に、当社は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）における当社普通株式の終値の単純平均値1,183円に対して9.97%のディスカウントとなる1,065円を本公開買付け価格としてエム・テイ興産に提示したところ、同日に、エム・テイ興産より、同条件にて本公開買付けの実施を当社が決議した場合には、応募意向株式である500,000株（保有割合：6.31%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成30年5月11日開催の取締役会において、本公開買付け価格を取締役会決議日（平成30年5月11日）の前営業日（平成30年5月10日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）における当社普通株式の終値の単純平均値である1,183円に対して、9.97%のディスカウントとなる1,065円とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付け価格である1,065円は、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）における、本公開買付けの取締役会決議日（平成30年5月11日）の前営業日（平成30年5月10日）の当社普通株式の終値1,199円から11.18%、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,183円から9.97%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,212円から12.13%、それぞれディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

平成30年2月中旬、当社のその他の関係会社であり、筆頭株主であるエム・テイ興産より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当社は、一時的にまとまった数量の当社普通株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性を考慮した上での市場価格に与える影響及び当社の財務状況等を総合的に勘案し、当該株式を取得することについての具体的な検討を、平成30年2月中旬から開始し、平成30年3月中旬に、当社が当該株式を買い受けることは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や株主資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるものと判断いたしました。その後、具体的な自己株式の取得方法及び本公開買付け価格の決定方法等について検討し、平成30年4月6日に、(i) 取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性等の観点から、公開買付けの手法が適切である。(ii) 本公開買付け価格の決定については、(a) 当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いことを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであるが、市場価格は日々変動しうるものであり、一定期間の市場価格の平均を本公開買付け価格の決定の基礎とすべきであるとの考えから、一定期間の東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）における当社普通株式の終値の単純平均値を本公開買付け価格の決定の基礎とし、(b) 本公開買付けに応募せず、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様への利益を尊重するという観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断するとともに、ディスカウント率については、他社が過去に実施した自己株式の公開買付けの事例を参考とすることが望ましいと判断いたしました。

上記の検討及び判断を踏まえ、平成30年4月6日に、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの一定期間の東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）における当社普通株式の終値

の単純平均値から 10%程度のディスカウントとなる価格で本公開買付けを実施した場合の応募について、エム・テイ興産に対して提案したところ、平成 30 年 4 月 19 日に、エム・テイ興産より、同条件にて当社が本公開買付けの決議をした場合には、応募意向株式を本公開買付けに応募するとともに、継続保有株式については、今後も継続して保有する方針である旨の回答を得られました。

その後、平成 30 年 4 月 25 日に、エム・テイ興産より、具体的な応募意向株式については 500,000 株（保有割合：6.31%）とするとともに、継続保有株式（応募意向株式が全部取得された場合は、2,436,460 株（保有割合：30.73%））については、今後も継続して保有する方針である旨の連絡を受けました。

これを受けて当社は、平成 30 年 5 月 10 日に、同日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の終値の単純平均値 1,183 円に対して 9.97%のディスカウントとなる 1,065 円を本公開買付け価格としてエム・テイ興産に提示したところ、同日に、エム・テイ興産より、同条件にて本公開買付けの実施を当社が決議した場合には、応募意向株式である 500,000 株（保有割合：6.31%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役会において、本公開買付け価格を取締役会決議日の前営業日（平成 30 年 5 月 10 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の終値の単純平均値である 1,183 円に対して、9.97%のディスカウントとなる 1,065 円とすることを決議いたしました。

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	550,000 株	一株	550,000 株

（注 1）応募株券等の数の合計が買付予定数（550,000 株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（550,000 株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（100 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

（注 2）単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注 3）発行済株式総数に対する割合 6.94%（小数点以下第三位を四捨五入）

（5）買付け等に要する資金

614,550,000 円

（注）買付け等に要する資金の金額は、買付代金（585,750,000 円）、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付け説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

（6）決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

② 決済の開始日
平成 30 年 7 月 3 日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（注） 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

（※） 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（イ） 個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額（以下「みなし配当の金額」といいます。）は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は、株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。

なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）：15.315%、住民税：5%）に相当する金額が源泉徴収されます（非居住者については、住民税は徴収されません。）。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります（国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。）。なお、租税特別措置法第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

（ロ） 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%（所得税及び復興特別所得税）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

（ハ） 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社のその他の関係者であり、筆頭株主であるエム・テイ興産から、本公開買付けに対して、保有する当社普通株式 2,936,460 株（保有割合：37.03%）の一部である 500,000 株（保有割合：6.31%）を応募する意向がある旨の通知を受けております。
- ③ 当社は、平成 30 年 5 月 2 日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく当社の平成 30 年 3 月期の通期連結累計期間の業績予想修正の概要は以下のとおりです。詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。

平成 30 年 3 月期通期連結業績予想値の修正（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1 株当たり 当期純 利益
前回予想 (A)	百万円 20,182	百万円 864	百万円 832	百万円 507	円 銭 66.77
今回修正予想 (B)	20,108	1,294	1,289	770	101.37
増減額 (B - A)	△73	429	457	262	
増減率 (%)	△0.4	49.7	55.0	51.8	
(ご参考) 前期実績 (平成 29 年 3 月期通期)	18,724	457	369	85	11.25

- ④ 当社は、平成 30 年 5 月 11 日に「平成 30 年 3 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

平成30年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)の概要
 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(イ) 損益の状況(連結)

決算年月	平成30年3月期(第53期)
売上高	20,108百万円
売上原価	12,975百万円
販売費及び一般管理費	5,838百万円
営業外収益	123百万円
営業外費用	127百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	770百万円

(ロ) 1株当たりの状況(連結)

決算年月	平成30年3月期(第53期)
1株当たり当期純利益	101.37円
1株当たり配当額	20.00円
1株当たり純資産額	1,532.99円

(ご参考) 平成30年5月11日現在の自己株式の保有状況
 発行済株式総数(自己株式を除く) 7,599,327株
 自己株式数 329,558株

以上